

チャレンジ鹿児島労働局（22年4月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21

099-223-8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

3月の有効求人倍率は0.43倍で

前月を0.02ポイント上回る

鹿児島県の3月の有効求人倍率（季節調整値）は0.43倍となり、前月（0.41倍）を0.02ポイント上回りました。

新規求人倍率（季節調整値）は0.82倍となり、前月（0.75倍）を0.07ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月比26.2%の増と2ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業（23.4%増）は2ヶ月連続の増加、製造業（51.9%増）は6ヶ月連続の増加、運輸業、郵便業（5.0%増）は2ヶ月連続の増加、卸売業、小売業（21.1%増）は12ヶ月ぶりの増加、宿泊業、飲食サービス業（11.8%増）は7ヶ月ぶりの増加、医療・福祉（20.3%増）は2ヶ月連続の増加、サービス業（51.3%増）は5ヶ月連続の増加と殆どの主要産業で増加となりました。

新規求職者数は前年同月比5.3%の増加で4ヶ月ぶりの増加となりました。

新規常用求職者の態様別では、在職求職者（15.5%増）は4ヶ月ぶりの増加となりました。また、離職求職者（1.2%増）は4ヶ月ぶりの増加、無業求職者（9.5%増）は5ヶ月連続の増加となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者（17.3%減）は4ヶ月連続で減少し、自己都合離職者（12.6%増）は2ヶ月連続の増加となりました。

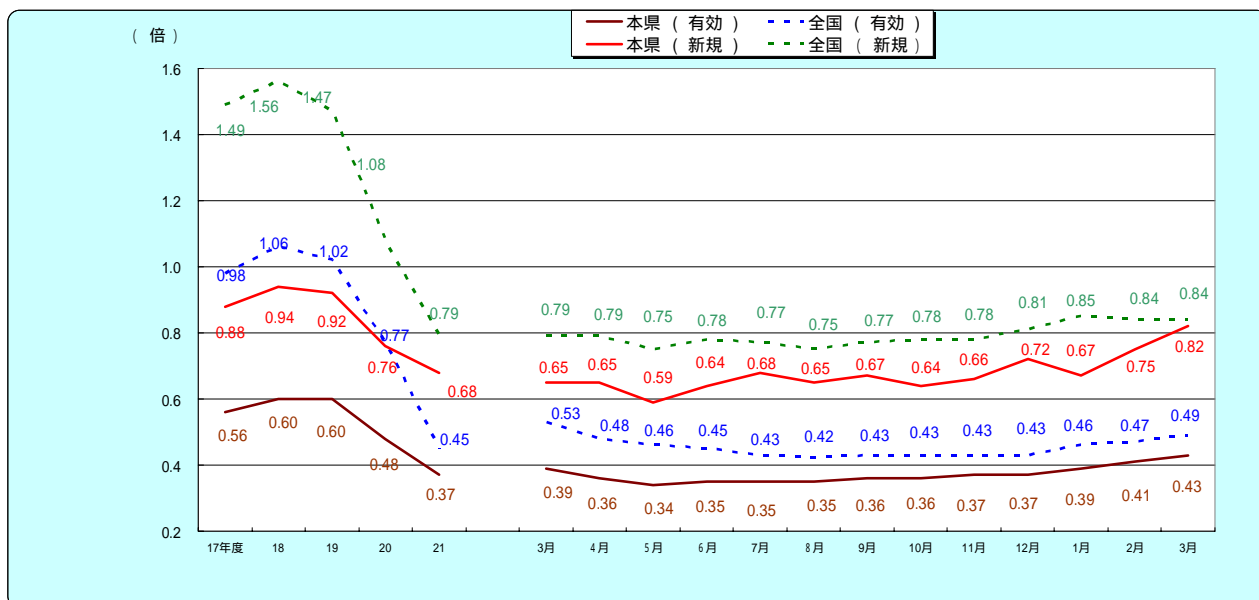
また、鹿児島県の21年度平均の有効求人倍率（原数値）は0.37倍となり、前年度（0.48倍）を0.11ポイント下回りました。21年度平均の新規求人倍率（原数値）は0.68倍となり、前年度（0.76倍）を0.08ポイント下回りました。

政府の4月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「着実に持ち直してきているが、なお自律性は弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。」と先月の景気判断を据え置いたものの、雇用情勢については、悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要であると報告されています。

鹿児島県の雇用情勢は、依然として厳しい状況が続くなか、新規求人は先月と同様、製造業の一部に持ち直しの動きがあるものの、今後の動きについては、引き続き注視が必要と思われます。一方、新規求職は、前年同月比で増加しており、有効求職は今後も高水準で推移するものと思われます。

鹿児島労働局では厳しい雇用情勢の下、雇用のセーフティネットとして、緊急的な支援措置、緊急雇用創造プログラムの推進を柱とする緊急雇用対策を積極的に活用し、雇用維持や再就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めて参ります。（職業安定部職業安定課）

有効（新規）求人倍率の推移



平成22年度 鹿児島労働局 労働行政運営方針を策定しました

セーフティネットの更なる強化に向けて

鹿児島県内の求人倍率は景気の悪化に伴い全国と同様依然として低く、新規学卒者の内定率は前年を下回り、また、長時間労働や賃金不払い、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いなど、労働問題に関するトラブルも多く発生しており、雇用・労働環境をめぐる状況は依然厳しいものがあります。

このようなことから、鹿児島労働局では、平成22年度の行政運営として

- ・積極的な求人開拓による求人の総量確保
- ・未就職卒業者や非正規労働者を始めとした求職者に対する就職支援
- ・障害者の雇用促進
- ・長時間労働の抑制を図ることを目的とした改正労働基準法の遵守徹底
- ・最低賃金の周知と着実な履行確保
- ・総合労働相談コーナーにおけるワンストップサービスの提供

など、セーフティネットの更なる強化に向けた取り組みを一層推進してまいります。

さらに、「仕事と生活の調和」の実現をめざし、

- ・改正育児介護休業法の周知や取組の指導
- ・年次有給休暇の取得促進

などにも取り組んでまいります。

なお、平成22年4月1日以降に施行される主な労働関連の改正法律の概要は以下のとおり。

- ・雇用保険法の一部改正（4月1日施行）
非正規労働者に対する雇用保険の適用範囲の拡大など
- ・障害者雇用促進法の一部改正（7月1日施行）
障害者雇用促進のため、雇用納付金制度の対象範囲拡大など
- ・出入国管理及び難民認定法の一部改正（7月1日施行）
講習を除き、一貫して労働関係法が適用される「実技研修」に変更など
- ・労働基準法の一部改正（4月1日施行）
時間外労働に対する割増賃金率の引き上げなど
- ・育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正
（6月30日施行）
子育て中の短時間勤務制度の義務化など

育児・介護休業規定整備特別相談を実施します！

改正育児・介護休業法が平成22年6月30日に施行されることから、県内の事業所を対象に、改正法に沿った育児・介護休業規定の整備を円滑に進めていただくために、育児・介護休業規定整備特別相談を実施します。

<主 催> 鹿児島労働局（雇用均等室）

<内 容>

改正育児・介護休業法に沿った規定整備について

<実施日> (1) 平成22年5月24日（月）
(2) 平成22年5月26日（水）
(3) 平成22年6月4日（金）
(4) 平成22年6月9日（水）

<会 場> 鹿児島労働局西千石庁舎3階会議室
〒892-0847
鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル3階

<対 象>

事業主、職業家庭両立推進者、企業の人事労務担当者

<問い合わせ先>

鹿児島労働局雇用均等室 TEL：099-222-8446
FAX：099-222-8459

<参加申し込み方法>

FAX等により雇用均等室あて。

（ 鹿児島労働局雇用均等室 ）

平成21年 業種別死傷災害発生状況（確定版）について

平成21年の労働災害の発生状況は、休業4日以上死傷災害、死亡災害ともに過去最低となりました。

死傷災害は、1615件で対前年比198件の減少で、死亡災害は12件で対前年比11件の減少でした。

死傷災害を業種別にみても、製造業、鉱業、建設業及び運輸交通業は過去最低の発生状況でありましたが、林業だけは最高の発生状況を示しており、また、木材・木製品製造業、貨物取扱業、商業及び保健衛生業等は、平成20年と比較すれば減少しているものの、過去から増減を繰り返している状況です。

鹿児島労働局では、労働災害の減少目標を定めた「第11次労働災害防止計画」に基づき取り組んでいるところです。第11次労働災害防止計画の2年目となる平成21年は目標値（件）を下回りました。しかしながら、依然として1年間に12名もの労働者の尊い命が職場で失われていることから、更なる労働災害防止活動を推進することとしています。

平成21年 業種別死傷災害発生状況（確定版）

鹿児島労働局

業種	平成21年		平成20年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,615	12	1,813	23	-198	-11
鉱山保安法適用を除く	1,615	12	1,813	23	-198	-11
製造業	372	1	384	3	-12	-2
食料品	188	1	202		-14	1
木材・木製品	32		30	1	2	-1
窯業・土石製品	24		24	1		-1
金属製品	30		19		11	
機械器具	38		37		1	
上記以外の製造業	60		72	1	-12	-1
鉱業	3		4		-1	
鉱山保安法適用事業						
土石採取業	3		4		-1	
建設業	240	5	285	7	-45	-2
土木工事業	107	4	114	4	-7	
建築工事業	109	1	139	3	-30	-2
その他の建設業	24		32		-8	
運輸交通業	187	1	224	4	-37	-3
貨物取扱業	21		18	1	3	-1
林業	88	1	65	2	23	-1
上記以外の事業	704	4	833	6	-129	-2
商業	192	4	251	2	-59	2
保健衛生業	131		160	1	-29	-1
接客娯楽業	99		100	1	-1	-1
清掃・と畜業	62		63	1	-1	-1
上記以外の事業	220		259	1	-39	-1

この統計は、労働者死傷病報告により労働災害の被災者を集計したものです。

死傷者数は、休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

建設工事発注機関との連絡協議会を 5月20日開催します

当局管内の建設業における平成21年の労働災害発生状況は、休業4日以上死傷者数が240名（全産業の14.9%）と昨年より若干の減少は見たものの、死亡者数は5名（全産業の41.7%）と依然として高水準を推移している状況にあります。

このようなことから、工事発注段階からの安全確保について、発注機関との連携を密にし、より効果的な労働災害防止対策を確立するため、「建設業の労働災害にかかる発注機関連絡協議会」を5月20日（木）に鹿児島労働局の会議室において開催いたします。

当日の午前中に国の発注機関、午後からは県の発注機関に出席いただき、発注機関の果たす役割等について、検討・協議し、確認することとしております。

（労働基準部安全衛生課）